マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会

平成25年6月12日警察庁刑事局組織犯罪対策部

第1回配布資料

<目次>

【犯罪収益移転防止法の概要等】

資料 1	マネー・ローンダリング対策と犯罪収益移転防止法
資料 2	犯収法上の義務付け
資料 3	特定事業者、特定業務、特定取引と義務の対応関係
資料4	義務履行担保の方法
資料 5	疑わしい取引の届出について
資料 6	疑わしい取引に関する情報の活用状況

資料7 国公委・警察庁と所管行政庁の役割分担(疑わしい取引の届出) 資料8 通常の取引(特定取引)とハイリスク取引

資料9 取引時確認等の流れ

資料10 取引時確認を要しない取引

資料11 FATFとは

資料12 第3次FATF対日相互審査フォローアップへの対応

資料13 FATF審査について《財務省説明資料》

【論点等】

資料14 論点等一覧表

<再確認の必要性>

資料15-1 既存顧客に対する顧客管理について

資料15-2 継続的な顧客管理措置について

<取引の継続的な精査の必要性>

資料16-1 【事例】息子等を装った慰謝料等名下の振り込め詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿事件

資料16-2 異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について

資料16-3 関連する複数の取引が敷居値を超える場合について

<実質的支配者の確認の程度>

資料17-1 【事例】大規模な貸金業法等違反事件に係る犯罪収益等隠匿事件

資料17-2 真の受益者を自然人まで遡る確認について

<本人特定事項等の確認の方法>

資料18-1 写真付きでない証明書類(健康保険証等)による本人特定事項の確認について

資料18-2 法人顧客の代理人の権限委任の確認について

< 顧客管理の対象のリスクに応じた整理 >

資料19-1 特定事業者による顧客及び取引のリスク評価に応じたリスクベース・アプローチについて

資料19-2 リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等について

資料19-3 リスクの低い分野の顧客・取引に対する顧客管理について

< その他 >

資料20 PEPs (外国の重要な公的地位にある者)との取引でのリスク軽減措置について

【関係資料集】

別冊1 第3次FATF勧告(仮訳)(解釈ノート付き)

別冊2 第3次FATF勧告メソドロジー(仮訳)

別冊3 第3次FATF対日相互審査における指摘事項

別冊4 第4次FATF勧告(仮訳)

別冊5 第4次FATF勧告解釈ノート(仮訳)

別冊6 犯罪収益移転防止法令集



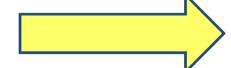
(犯罪収益の出所や帰属を隠そうとする行為)

犯罪に使われる 恐れ



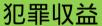
強盗



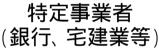




訴追・没収免れる





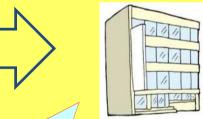




振り込め詐欺

訴追・没収へ



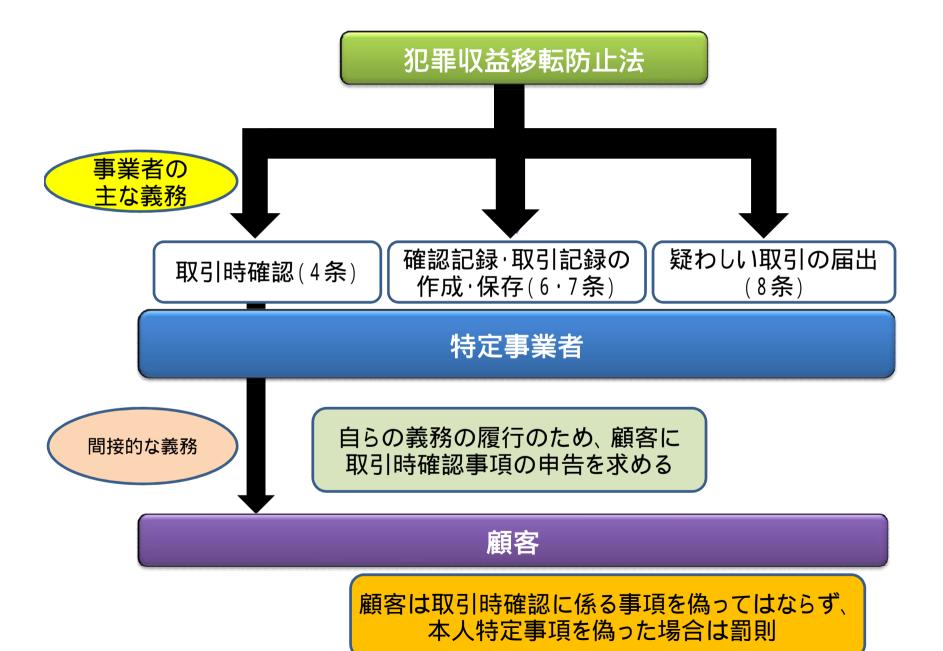


取引時確認 確認記録:取引記録保存 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法

追跡可能性確保

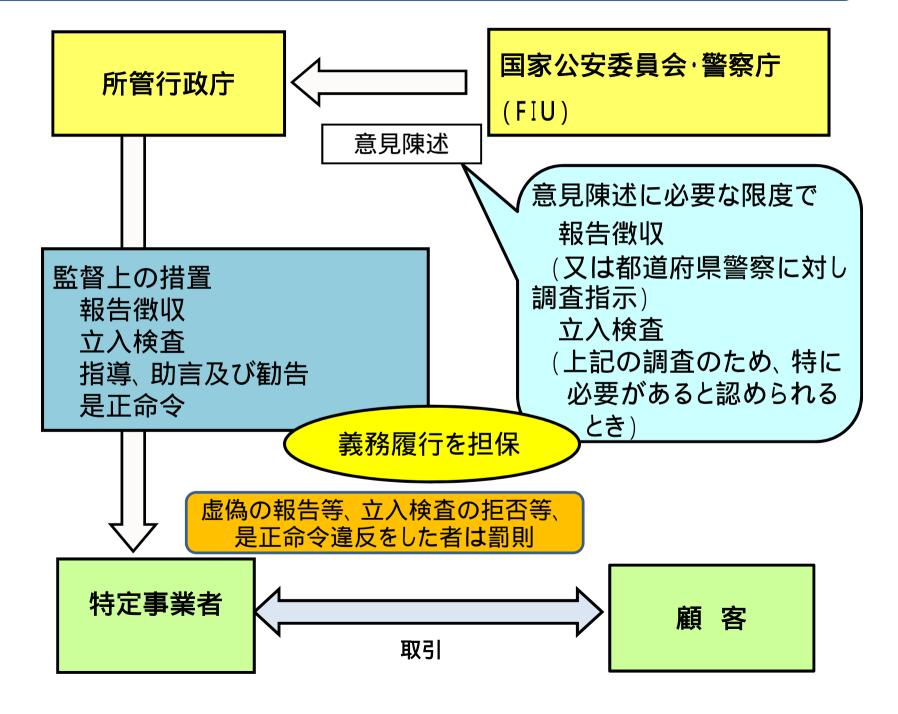
犯収法上の義務付け



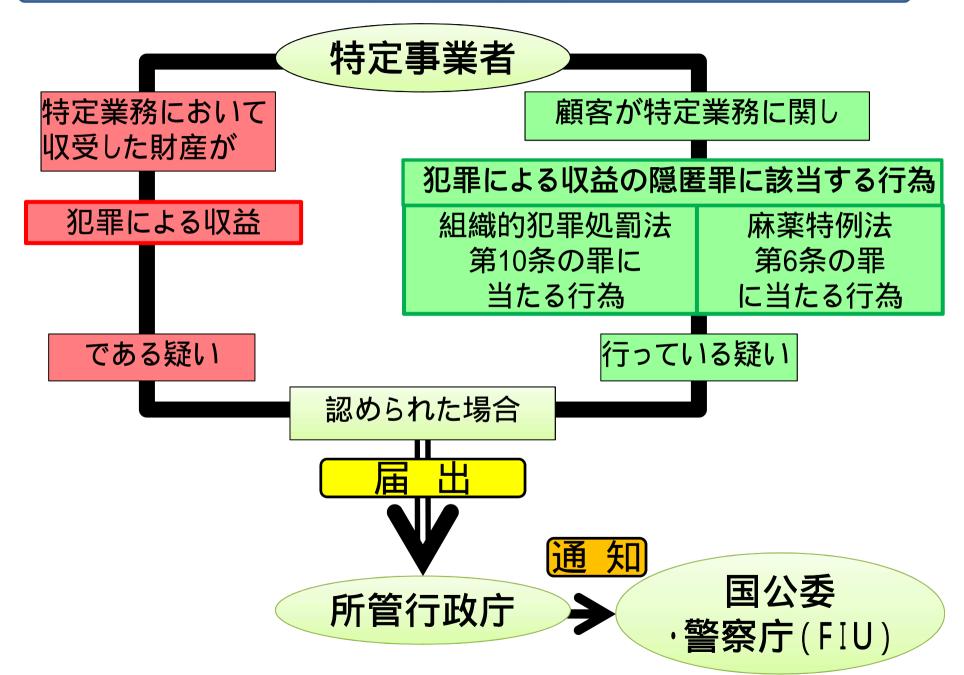
特定事業者 【2条2項】	特定業務 (義務の対象)	特定取引 (取引時確認が必要)	義務
金融機関等 【1号~36号】	金融機関等が行う業務 (金融に関する業務に限られる)	預貯金契約(預金又は貯金の受入 れを内容とする契約)の締結、 200万円を超える大口現金取引、 10万円を超える現金送金等	
ファイナンス リース事業者 【37号】	ファイナンスリース業務 (途中解約できないもの、賃貸人 が賃貸物品の使用に伴う利益を享 受し、かつ、費用を負担するもの に限られる)	1回のリース料が10万円を超える 物品のファイナンスリース契約の 締結	・取引時確認 【4条】
クレジットカード 事業者 【38号】	クレジットカード業務	クレジットカード契約の締結	・確認記録の作 成・保存 【6条】
宅地建物取引業者	宅地建物の売買又はその代理 若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結 又はその代理若しくは媒介	・取引記録等の 作成・保存 【7条】
宝石・貴金属等 取扱事業者 【40号】	貴金属(金、白金、銀及びこれらの合金)、宝石(ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠)の 売買業務	代金の支払が現金で200万円を 超える貴金属等の売買契約の締結	・疑わしい 取引の届出 【8条】
郵便物受取 サービス業者 【41号】	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結	・取引時確認等 を的確に行うた めの措置
電話受付代行業者 【41号】	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 電話による連絡を受ける際に 代行業者の商号を明示する条項 を含む契約の締結は除く コールセンター業務等の契約 締結は除く	【10条】
電話転送 サービス事業者 【41号】	電話転送サービス業務	役務提供契約の締結	
司法書士 【43号】 行政書士 【44号】 公認会計士 【45号】 税理士 【46号】	以下の行為の代理又は代行に係る もの ・宅地又は建物の売買に関する 行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関 する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他 の財産の管理又は処分 租税、罰金、過料等の納付は 除く 成年後見人等裁判所又は主務 官庁により選任される者で理・ 処分は除く	以下の行為の代理等を行うことを 内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する 行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関 する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、 有価証券その他の財産の管理又 は処分 任意後見契約の締結は除く	・取引時確認 【4条】 (注) ・確認存 ・確認存 【6条】 ・の作 【7条】 ・取が条】 ・取の借行 をのの措 をのの措 とのの指 とのの は10条】
弁護士 【42号】			

注:司法書士、行政書士、公認会計士、税理士のいわゆる士業者は本人特定事項のみ確認。

義務履行担保の方法



疑わしい取引の届出について



疑わしい取引に関する情報の活用状況

疑わしい取引に関する情報の提供

提供

国家公安委員会· 警察庁 (犯罪収益 移転防止管理官)

疑わしい取引の 届出のデータ ベースへの登録、 整理・分析 (捜査機関等)

都道府県警察 検察庁

海上保安庁

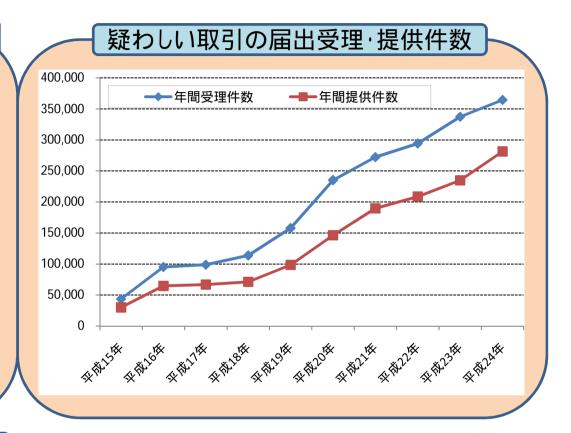
麻薬取締部

税関

証券取引等 監視委員会

取締りに活用

外国FIU



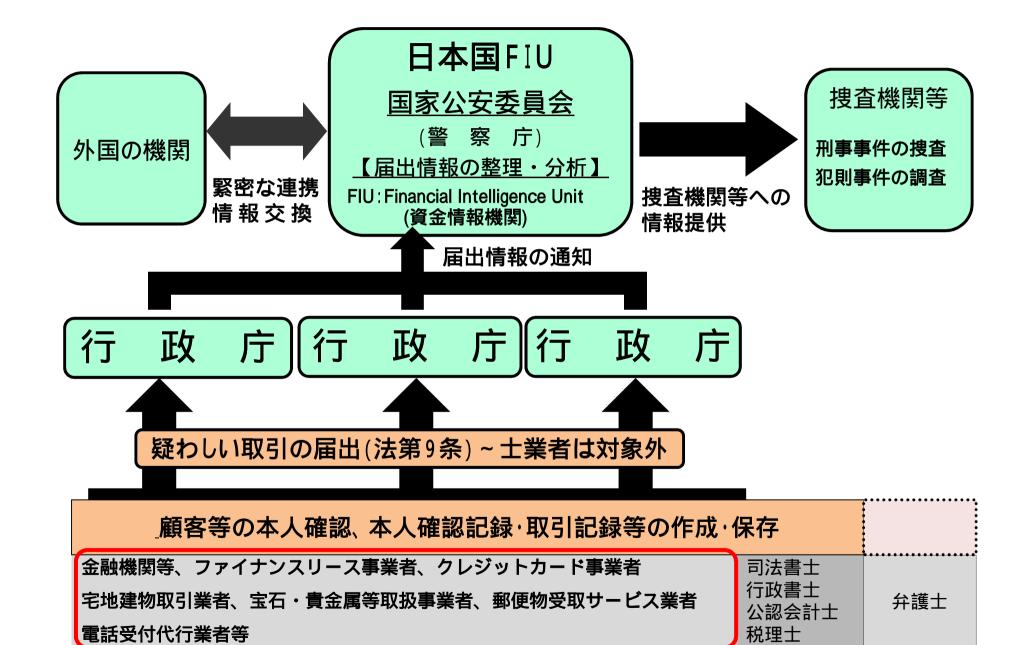
疑わしい取引情報の捜査での活用

疑わしい取引に関する情報を端緒とした都道府県警察検挙事件数 886件 (うち、詐欺事件数470件)

マネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数:15件 捜査において活用された疑わしい取引に関する情報数 18万8,321件

いずれも平成24年

国公委・警察庁と所管行政庁の役割分担(疑わしい取引の届出)



通常の取引(特定取引)とハイリスク取引

通常の取引(特定取引)

- ・預貯金契約の締結
- ・200万円を超える大口現金取引
- ・宅地建物の売買契約の締結
- ・クレジットカード交付契約の締結
- ·会社等の設立又は合併等に関する行為 又は手続の代理·代行契約の締結

等

ハイリスク取引

継続的な契約(例えば預貯金契約)に基づく取引(例えば預金の払戻し)に際して、

- ・取引時確認に係る<u>顧客又は代表者等に</u>なりすましている疑いがあるもの
- ・取引時確認の際に<u>取引時確認に係る事</u> <u>項を偽っていた疑い</u>があるもの 特定取引のうち、
- ·イラン·北朝鮮に居住·所在する顧客との間におけるもの
- ·イラン·北朝鮮に居住·所在する者に対する財産の移転を伴うもの

取引時確認事項とその方法

本人特定事項(書類による)

(自然人:氏名·住居·生年月日)

(法人: 名称·所在地)

取引を行う目的(申告による)

職業(自然人:申告による)

事業内容(法人:書類による)

実質的支配者の有無・実質的支配者

の本人特定事項(申告による)

取引時確認事項とその方法

本人特定事項

(通常の取引に際して用いた書類に加えて、別の書類による)

取引を行う目的(申告による)

職業(自然人:申告による)

事業内容(法人:書類による)

実質的支配者の有無・実質的支配

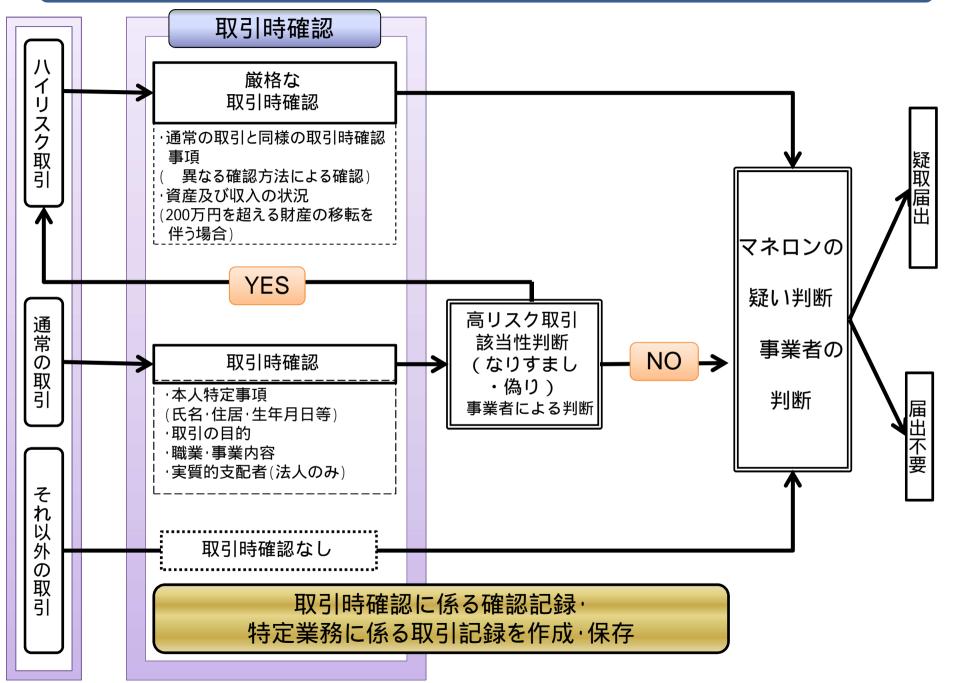
者の本人特定事項(書類による)

資産及び収入の状況(書類による)

(200万円を超える財産の移転を伴う場合)



取引時確認等の流れ



取引時確認を要しない取引

取引時確認済の顧客との取引

特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客との取引

確認記録の 作成·保存

確認記録の 顧客等と同一で あることを確認 (ハイリスク取引を除く)

取引時確認が不要

既存顧客との継続的な契約に基づく取引

既存顧客:国内での義務が効力を生じた日(現行犯収法施行日) において既に取引を開始している顧客

(ハイリスク取引を除く)

確認記録の 作成・保存 施行日前に締結された継続的な取引 (預貯金口座の開設等)に基づ〈取引 (当該口座からの払戻し等)

取引時確認が不要

犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引

施行規則第4条に定める取引

保険料の積立ての払戻しがない保険契約の締結 国または地方公共団体に対する大口現金取引 1回に支払われる賃貸料の額が10万円以下のファイナンス リース契約の締結



特定取引に当たらない

そもそも、特定取引に当たらない、 ため、取引時確認も必要ない。

FATFとは

FATFとは

FATFとは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際協力を 推進するため設置されている政府間会合。

平成24年末現在、日本を含む34の国・地域及び2の国際機関が参加。 主な活動内容は、

マネー·ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準(FATF 勧告)の策定及び見直し

FATF参加国·地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の 監視(相互審査)

等



第3次FATF勧告

平成15年

第3次FATF勧告の採択

平成16年

9の特別勧告を採択

平成19年 第3次対日相互審査

→ 日本はフォローアップの対象に

FATFの主な指摘事項:顧客管理·テロ資産凍結



第4次FATF勧告

平成24年 第3次FATF勧告·特別 勧告を一本化し、第4次 FATF勧告を採択

第3次FATF対日相互審査フォローアップへの対応

勧告5

顧客管理

不備指摘事項に対する改善策について、 いまだ十分なレベルに達していないとされ、 新たな制度の内容について検討を開始

特別勧告

テロリストの資産の 凍結・没収

早期に法案を国会に提出できるよう作業中

FATF審査について



財務省国際局 2013年6月12日

FATF(金融活動作業部会)のマネロン・テロ資金対策の枠組み

•••国際条約ではないけれど事実上の拘束力

• 40の勧告 (Recommendations) +解釈ノート、評価のメンドロジー、ガイダンス (NGO等)

• 拡散金融防止もマンデート

・タイポロジー

FSRBsを通じた基準の普及や民間へのアウトリーチ

●「技術的遵守状況 (Technical Compliance)」の審査 (第3次審査まではこの審査のみ)

• 新たに「有効性 (Effectiveness) 」も審査 (第4次審査から加わる審査)

• メンバー34か国間は相互審査、その他の国はFSRBsを通じるなどして審査

国別の評価

• Name & Shame+制裁・・・ブラックリスト等による国名公表、メンバーシップー時停止、コルレ ス契約等の注意喚起その他の制裁

• 各国当局による違反への罰金等の制裁

評価のフォ

民間金融機関の法令順守措置を通じ、国際金融システムから排除

技術的遵守状況 (Technical Compliance)の審査

••40の勧告が法令の(法的拘束力のある)形で実現されていること ••勧告と同じような文言で記述されていることを審査では重視

予防的措置

- 勧告9(金融機関の守秘義務との関係)
- 勧告10 (顧客管理)
- 勧告11(記録の保存)
- 勧告12(重要な公的地位を有する者)
 - 勧告13(コルレス取引
- 勧告14(資金移動業者
- - 勧告15(新しい技術
- 勧告16(電信送金)
- 勧告17(第三者への依存
- 勧告18(内部管理、外国の支店及び子会社)
 - 勧告19(リスクの高い国)
- 勧告20(疑わしい取引の届出)
- 勧告21(内報及び秘匿性)
- 勧告22(指定非金融業者及び職業専門家
- 勧告23(DNFBPs:その他の措置

法人及び法的取極めの透明性及び真 の受益者

- · 勧告24(法人の透明性及び真の受益者)
- 勧告25(法的取極めの透明性及び真の受益者)

資金洗浄及びテロ資金供与対 策及び協力

• 勧告1~2

資金洗浄及び没収

• 勧告3~4

テロ資金供与及び大量破壊兵 器の拡散に対する資金供与

当局の権限及び責任並びにその他 の制度的な措置

勧告26(金融機関の規制及び監督)

• 勧告5~8

国際協力

勧告28(DNFBPsの規制及び監督)

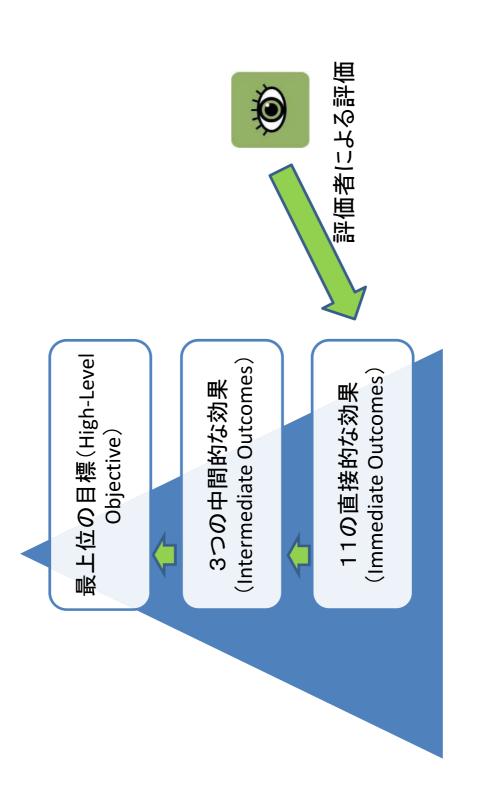
その他勧告29~35

● 勧告27(監督機関の権限)

• 勧告36~40

【評価のレーティング】 Compliant / Largely compliant / Partially compliant / Non-compliant / Not applicable

マネロン・テロ資金対策の有効性判定に用いる「対策効果 (defined outcomes)の階層構造



直接的効果(immediate outcomes)の実現度-有効性の判定方法

Examples of Information 情報の例

Specific Factors 特定要素の例 **Examples of**

直接的効果 の実現度の 当定 高度/相当程度/ 4段階の判定 (フーナイング) 中程度/低度の

援用

Core Issues

主要課題

比較

an effective system Characteristics of

有効なシステムの 特性

リスクの理解と行動の調整】の実現度・有効性の具体的判定 国ベースでの 直接的効果 (immediate outcome)(1)

情報の例

- ①評価の種類、公表・伝達
- ②公表・伝達される政策・戦略
- ③民間に伝達する内容 😩

特定要素の例

- ①評価に用いる手法、情報
- 2評価の頻度
- ③リスクの変化への政策対応
- ④政策形成・実施のための当局間の調整メカニズム 等

直接的効果 (1)の実現度 の判定

/ 典既派即/ 典卓

高度/相当程度/ 中程度/低度の 4段階の判定 (レーティング)

被用

6つの主要課題

- ①リスクの理解
- ②リスクの政策・活動への反映
- ③リスクの当局の目標への反映
- 4当局間の調整 4

比較

有効なシステムの特性

Oリスクの適切な理解に基づきリスク 削減のための国内調整が適切になさ れている。

によるリスクに応じた対応】の実現度・有効性の具体的判定 【金融機関等 直接的効果 (immediate outcome) **4**

青報の例

- ①金融機関等の種類 数等
- ②法令順守状況(内部管理体制、訓練、失敗例とその対応、取引拒絶事例等)
- ₩ 3疑わしい取引報告状況

特定要素の例

- ①ポリシー、顧客管理体制のリスクに 応じた構築・見直し(ハイリスクの顧客、 取引等への対応、人員配置等)
- ②訓練、違反時の是正措置・制裁等
- ③当局によるフィードバック 等

比較

①リスクと規制の理解 ②リスクに見合った対

6つの主要課題

被用

4の実現度 直接的効果

高度/相当程度/ 中程度/低度の (フートィング) 4段階の判定

9

3疑わしい取引報告

4)内部管理体制

応(リスク軽減措置、 顧客管理措置等)

有効なシステムの特性

○個々の金融機関等が、リスクの的 確な理解に基づき、リスクに応じて、 適切なポリシー、内部管理体制の構 築、見直しを行い、顧客管理を実施し、 疑わしい取引報告を行っている。

(参考1)有効性審査について

- 1. 有効性(Effectiveness)の審査と技術的遵守状況(TC: Technical Compliance)の審査との関係
- O TCの審査と同じくらい有効性の審査は重要。
- 一般的には、TCの評価が低ければ基本的には有効性も低い評価に。
- 例外的に、TCの評価が低くても一定程度の有効性ありの評価が可能。この場合、評価者は、その結論を正当 化する理由をMER (Mutual Evaluation Report)の中で説明の必要。

(正当化する理由の例)

- マネロン・テロ資金供与のリスク自体が低いことを考慮。
- その他のstructural, material or contextual factorsを考慮。
- 当該国の法や制度の特別性、FATF勧告にない代替手段の存在を考慮。

2. 有効性審査の総論

- 有効性の定義: 定義された効果(11の直接的効果(Immediate Outcomes)→3つの中間的効果(Intermediate Outcomes) シ最上位の目標(High Level Objective) の階層構造) が実現されている程度。
- 個々の勧告の実施の有効性や特定の組織や制度の有効性を直接評価するものではない。
- 有効性の挙証責任: 審査を受ける国にあり。証拠がない場合、評価者は「有効でない」との結論を下すのみ。 0

- 3. 有効性審査の手法(Methodology)
- (1)直接的効果の実現度の評価
- O 主要課題(Core Issues)に関する結論により判定
- つ 有効なシステムが有する性質をベンチマークとして比較
- 評価者は実地検査に先立ち、被評価国との間で、次の諸点を考慮しつつ、higher risk issuesとlower/low risk issuesの仕訳を行う(scoping exercise)
- **ー リスク**
- 重要度(materiality:例えば、どの種類の金融機関が重要な意味を持つか、現金主義か等)
- 構造的要素(structural elements:例えば、AML/CFTへのコミットメント、司法制度、法の支配等)
- 文脈的要素(contextual factors:例えば、規制•監督体制の成熟度、腐敗のレベルなど。ただし、法令順守精 神は除外された。)
- 直接的効果は相互に関連(特に1と2はその他の直接的効果(4、7、8)に大いに影響) 0
- 〇 評価は、効果が実現されているかどうかということだけを反映するもの
- 評価者の選好や母国のやり方に不当に影響されてはならない。
- 問題や弱点の数に依拠した結論であってはならない(弱点は重大でないものもあり得るし、他の分野の強さでカバーされることもあり得るので)。
- 〇 評価者の下す結論は記述的(descriptive)でなければならない。
- 明確に判断の根拠を示すべき(例えば、有効性の欠如をもたらす問題点や弱点、最も意味のあると考える主要課題や情報、データや指標などの理解の仕方、評価の異なる領域ごとに与えるウエイト付け)。
- 評価者は強い点やgood practiceも特定すべき。
- 評価は10毎のレーティング(4つのレーティング:高度、相当程度、中程度、低度)を付して行う
- O 評価者は改善措置の勧告(recommendations)を行う
- 当該国の状況や能力(capacity)、有効性の程度、弱点・問題点を考慮して、改善措置に優先順位づけを行う。
- 当該国のアクション・プラン作成を促進するよう、アクションが必要な分野に優先順位を考慮して一定の柔軟性を持たせるべきで、不必要に厳しい(rigid)なものとはならないようにする(例えば、達成時期)。

(2)主要課題に関する結論

- 〇 情報の例(examples of information)を援用
- 効果実現の程度に関する量的理解を促すもの。例示であり、必須というわけではない。
- 評価者は質的情報も使用すべき。
- 安易に他国との比較をすべきでない。
-) 特定要素の例(examples of specific factors)も援用
- 評価の理由を考える際の助けとなるもの。通常、効果を実現する上で関係してくる要素をリスト化。網羅的リストではない。リスト内のすべての要素を検討する必要は必ずしもない。
- (infrastructure)などがあるが、多くの国が実施しているAML/CFT対策から抽出したものに過ぎない。 特定要素とされるものには、活動(activities)、プロセス(processes)、資源(resources)、インフラ
- 評価者は質的要素や文脈的要素 (contextual factors)も考慮すべき。
- 〇 その他にTCの遵守レベル、文脈的要素等に基礎を置きつつ結論へ
- 〇 主要課題は、チェックリスト(a checklist of criteria) ではない
- 個々のIOに関する有効性を評価する上で評価者の理解を助ける質問集(a set of questions)。
- 個々の主要課題の重要性も国ごとにまちまち。

(参考2)マネロン・テロ資金対策の有効性判定に用いる 「対策効果(defined ontcomes)の階層構造」

最上位の目標(high-level objective): 金融システム及び経済全般が資完全性が強化され、安心と安全に貢献すること。	金融システム及び経済全般が資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の脅威から保護され、金融部門のすること。
中間的な効果(intermediate Outcomes)	直接的な効果 (Immediate Outcomes)
政策、調整及び協力が資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを軽減している。	①資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが理解され、適切な場合には、 資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融との闘いに向けて行動が国内 的に調整されている。 ②国際協力が情報、金融機密情報及び証拠を適切に提供するものとなり、犯罪者とその資産に対する行動を促進している。
犯罪収益及びテロを支援する資金が金融その他の部門に入り込むのが作いされてだり、また、当該知問によって認知され、超生されている	③金融機関やDNFBPsがAML/CFTの義務についてそのリスクに応じて履行するよう、監督者が適切に監督し、モニターし、規制している。 ④金融機関やDNFBPsがAML/CFTの予防措置についてそのリスクに応じて的確に講じており、疑わしい取引を報告している。
.9 U LIAMI 01 U LIAMI	⑤法人その他の法的取極めが資金洗浄やテロ資金供与に濫用されないようになっており、その実質的受益者に関する情報が権限ある当局に障害なく利用可能となっている。
	⑥金融機密情報その他すべての関連情報が資金洗浄やテロ資金供与の犯罪捜査に権限ある当局によって適切に利用されている。 ①資金洗浄犯罪及び行為が捜査され、行為者が訴追され、効果的で比例的で抑止的な制裁を受けている。
資金洗浄の脅威が探知され取り除かれており、犯罪者は制裁を受け不 高犯罪収益及び手段(instrumentalities)が没収されている。 法収益が没収されている(deprived)。テロ資金供与の脅威が探知され 取り除かれており、テロリストは資源を取り上げられ、テロ資金供与した 取り除かれており、テロリストは資源を取り上げられ、テロ資金供与した では制裁を受け、テロ行為の防止に寄与している。 (①テロリスト、テロ組織及びテロ資金提供者が資金を調達し を記し、NPO部門の濫用がなされて (①大量破壊兵器の拡散に関与する個人・団体が、関連する 理決議に従って、資金を調達し、移動させ、使用することが防	⑧犯罪収益及び手段(instrumentalities)が没収されている。 ⑨テロ資金供与犯罪及び行為が捜査され、テロ資金供与を行った者が 訴追され、効果的で比例的で抑止的な制裁を受けている。 ⑩テロリスト、テロ組織及びテロ資金提供者が資金を調達し、移動させ、 使用することが防止されていて、NPO部門の濫用がなされていない。 ⑪大量破壊兵器の拡散に関与する個人・団体が、関連する国連安保理決議に従って、資金を調達し、移動させ、理決議に従って、資金を調達し、移動させ、使用することが防止されて
	ා රිං

(参考3)直接的効果1に関する主要課題等

直接的効果(immediate outcome) 1

①資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが理解され、適切な場合には、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融との闘いに向けて行動が国内的に調整されてい る。

主要課題(core issues): 直接的効果が実現されているかどうかの判定に際して考慮される課題

- ①当該国がどの程度十分にML/TFのリスクを理解しているか。
- ②特定されたAML/CFTのリスクがどの程度+分にAML/CFTの政策や活動によって対処されているか。
- ③リスクの評価の結果が、どの程度適切に、免除を正当化するものとして活用され、また、より高いリスク・シナリオに対して強化された措置が適用されることやより低いリスク・シナリオに対して簡素化された措置が適用されることに援用されているか。
- ②権限ある当局や自主規制団体の目標や活動は、国家のAML/CFT政策の進化や特定されたML/TFのリスクとどの程度整合的になっているか。
- ⑤権限ある当局や自主規制団体は、ML/TFとの闘い(場合によっては大量破壊兵器の拡散金融との闘い)に関する政策の作成・実施や活動において、どの 程度協力し、調整を行っているか。
- |当該国は、そのML/TFのリスクがもたらす結果について、金融機関、DNFBPs、その他の各セクターにどの程度きちんと認識させているか。

情報の例(examples of information): 主要課題の結論を導く上で援用可能な情報の例

- 当該国によるML/TFのリスクの評価(例: 作成する評価の種類。公開又は伝達する評価の種類。)
- ②AML/CFTIに関する政策及び戦略(例: 伝達又は公開される政策、戦略、ステートメント。上級政府職員や政治レベルでのコミットメント。)
- |民間セクターや関連当局へのアウトリーチ(例: リスク評価の結論に関するブリーフィング、ガイダンス。政策や法令に関するコンサルナーションの頻度や 連性。リスク評価や政策を作成する上でのインプット。)

特定要素の例(examples of specific factors): 主要課題の結論を導く上で援用可能な特定要素の例

- ④リスク評価の結論について、そのとりまとめ、見直し、検討を行う上で用いられる手法、道具立て、情報にはどのようなものがあるか。
- ⑤戦略的な機密情報、分析、タイポロジー、ガイダンスはどのくらい有用なものとなっているか。
- ⑤リスク評価に関与するのは、どの権限ある当局やステークホルダー(金融機関、DNFBPsを含む)か。そのインプットは、どのように、どの段階でなされるのか。 ⑦リスク評価は最新のものにアップデートされ、定期的に見直され、相当の出来事や動き(新たな脅威や傾向を含む)があった場合にそれに対応するものと なっているか。
- ⑧リスク評価は当該国が直面するML/TFの脅威、脆弱性、特性との関係で合理的かつ整合的なものとなっているか。
- ③権限ある当局の政策は変化するML/TFのリスクに対応しているか。
- かつ定期的に行われることを確保するため、当局はどのようなメカニズム又は組織を活用しているのか。そのメカニズム又は組織は関連する全ての当局を含 ①ML/TF(場合によっては大量破壊兵器の拡散金融)と闘うための枠組みや政策の形成・実施について、政策形成及び実施の両レベルで協力・調整が適切 むものであるか。
- ①リスク評価の実施及び国内協力・調整を行うために十分な資源及び専門性を備えているか。

12

有効なシステムの特性(characteristics of an effective system)

る。①権限ある当局及びその他の関連する当局が関与していること、②幅広い信頼できる情報源が活用されていること、③AML/CFTに関する政策及び活動を発展させ、優 先付けする基礎としてリスク評価を活用すること、④適切なチャネルを通じて、政策と活動が調整された形で伝達され実施されること。関連する権限ある当局間で、拡散金融 との闘いに必要な政策と活動が協力され、調整されている。時の経過とともに、ML/TFのリスクが実質的に削減される結果になっている。この効果は、勧告1、2、33及び34に 当該国は、ML/TFのリスクを適切に、特定し、分析し、理解しており、そのリスクの削減に必要な行動をとるため、国内的な調整を行っている。これには以下のものが含まれ

評価者の留意点 (notes to assessors)

①評価者は、当該国の行ったリスク評価を深くレビューしたり、評価したりすることを期待されてはいない。評価者は、リスク評価の合理性に関する自己の見解に基づき、権限ある当局がリスク削減に向けた政策と活動に、リスクに関する自己の理解を、どの程度十分に活用しているかに焦点を当てるべきである。

②評価者は、この直接的効果に関する知見を他の直接的効果の評価の際に考慮に入れるべき。評価者は、拡散金融との闘いに関する措置の協力・調整について得た知見 については、直接的効果11の評価に反映してもよいが、ML/TFとの闘いに関する他の直接効果(すなわち、2~10)の評価に反映させてはならない。

(参考4)直接的効果4に関する主要課題等

4 直接的効果(immediate outcome)

3)金融機関やDNFBPsがAML/CFTの予防措置についてそのリスクに応じて的確に講じており、疑わしい取引を報告している。

主要課題(core issues): 直接的効果が実現されているかどうかの判定に際して考慮される課題

- ①金融機関及びDNFBPsは自己のML/TFのリスク及びAML/CFTの義務をどの程度理解しているか。
- ②金融機関及びDNFBPsは自己のリスクに見合ったリスク軽減措置をどの程度十分に適用しているか
- ③金融機関及びDNFBPsは顧客管理措置及び記録保存措置(実質支配者情報及び継続的モニタリングを含む)をどの程度十分に適用しているか
- ④金融機関及びDNFBPsは、以下の強化された措置又は特別の措置をどの程度十分に適用しているか。(a)PEPs、(b)コルレス先銀行、(c)新しいテクノロジー、(d)電信送金 規則、(e)テロ資金供与関係の対象者への金融制裁、(f)FATFが特定した高リスク国。
- ⑤金融機関及びDNFBPsは、犯罪収益と疑われるものやテロ支援を疑われる資金について、報告義務をどの程度果たしているか。内報を防ぐ現実的な方策は何か。
- ⑤金融機関及びDNFBPsは、AML/CFTIに関する義務を履行するため内部管理及び手続きを(金融グループレベルも含め)どの程度きちんと適用しているか

情報の例(examples of information): 主要課題の結論を導く上で援用可能な情報の例

- ①金融セクター及びDNFBPのセクターに関する規模、構成、構造といった文脈的要素(contextual factors)(例: 金融機関(資金移動業者を含む)の数・種類。免許を受けた り登録を受けたりしているDNFBPsのカテゴリ一毎の数・種類。金融活動(越境を含む)の種類。 各セクターの相対的規模、重要性、重大性。
- ②リスク及び法令順守の一般的レベルに関する情報(傾向を含む)(例: 部内的なAML/CFTのポリシー、手続き、計画。傾向及びタイポロジーに関する報告。)
- ③法令順守の失敗例(例: 実際に起こった事例 (特定できないもの)。 金融機関やDNFBPsの誤用に関するタイポロジー。
- ④金融機関及びDNFBPsによる法令順守に関する情報 (例: AML/CFT法令順守に関する内部監査の頻度。特定された違反の性質並びに採られた是正行動及び適用さ れた制裁。AML/CFTの訓練の頻度と質。AML/CFT目的の正確かつ完全な顧客管理情報を権限ある当局に提供するためにかかる時間。不完全な顧客管理情報を理由 こ口座又はビジネス関係が拒絶される場合。必須情報が不十分であることを理由に電信送金が拒絶される場合。
- ⑤疑わしい取引の届出に関する情報やその他国内法令によって義務付けられる情報 (例: 提出された疑わしい届出の件数及び関連する取引の価額 。セクター毎の疑わし い取引の提出件数と割合 。ML/TFに関するリスク毎の疑わしい取引の届出の種類、性質、傾向 。疑わしい取引の届出を行うまでに要する分析の平均時間 。

特定要素の例 (examples of specific factors): 主要課題の結論を導く上で援用可能な特定要素の例

- **⑥より高いリスクの(場合によっては、より低いリスクの)顧客、ビジネス関係、取引、商品、国を特定し、取り扱うために採られている措置は何か。**
- ②AML/CFT対策の適用は、公式の金融システムの正当な使用を防御するようなやり方になっているか。金融包摂(financial inclusion)を促進するためにどのような措置が採 られているか
- ⑧顧客管理措置、強化された措置や特定の措置は、特定業者のセクターや種類に応じたML/TFのリスクや個々の業者に応じたML/TFのリスクに従い、どの程度差のあるも のになっているか。国際的な金融グループと国内金融機関との間で法令順守状況はどの程度異なるか。
- ⑨第三者への顧客管理措置の依存はどの程度になっているか。そのコントロールは適切になされているか。
- ⑩金融機関とそのグループやDNFBPsは、AML/GFTの法令順守機能により情報へのアクセスをどの程度確保しているか。
- ⑪金融機関とそのグループやDNFBPsの内部のポリシーと内部管理は、(i)複雑又は異常な取引、(ii)FIUへの届出が必要となり得る疑わしい取引、(iii)陽性が疑われる取引 について、タイムリーにレビューさせるものになっているか。疑わしい取引の届出は、疑わしい取引に関して完全、正確かつ適切な情報をどの程度含むものとなっているか。
- **迎リスクを評価し、ポリシー面での対応を形成・見直しし、適切なリスク削減策やリスクに対処するためのシステムや管理を制度化するために、どのような措置や道具立てが** 用いられているか。
- ⑬上級管理者及びスタッフに対してAML/CFTのポリシーと管理がどう伝達されているか。AML/CFTIに関する義務違反が生じたとき、金融機関及びDNFBPsはどのような是 正行動を採り、制裁を課しているか。
- ①金融機関及びDNFBPsは、どの程度適切に、ML/TFのリスク評価を文書化するとともに最新の状態に保っているか。
- ⑤金融機関及びDNFBPsは、その規模、複雑性、ビジネス内容、リスク態様に見合った資源を、AML/CFTに関するポリシ一及び管理の実施に割いているか。
- ⑪疑わしい取引を察知し届け出ることに関し、金融機関及びDNFBPsを支援するために、どの程度+分にフィードバックが提供されているか、

有効なシステムの特性(characteristics of an effective system)

客管理措置を適用し、継続的にモニターしている、④疑わしい取引を適切に察知し届けている、⑤その他のAML/CFTの義務を履行している。こうすることで究極的に、これら の機関の内部におけるML/TFの削減につながっている。この効果は主として、勧告9~23と関連し、また、勧告1、6、29の一部要素とも関連している。 ループ全体のポリシーを含む)、内部管理体制及び計画を構築し、適用している、③その顧客(実質的支配者(beneficial owners)を含む)を特定し確認するために、適切な顧 金融機関及びDNFBPsは、①自己のML/TFのリスクについて、その性質及び程度を理解している、②そのリスクを適切に削減するために、AML/CFTに関するポリシー(グ

評価者の留意点 (notes to assessors)

評価者は、金融機関やDNFBPsのオペレーションについて、深くレビューすることを期待されてはいないが、監督者、FIU、個別の金融機関やDNFBPsとのインタビューや証拠 を基に、金融機関及びDNFBPsが自己のML/TFのリスクを適切に評価し理解しているか、そのポリシー、手続き、内部管理がリスクに的確に対処するものとなっているか、 規制上の義務(疑わしい取引の届出を含む)が適切に履行されているかを考慮すべきである。

資料14

F A T F の指摘	22年懇談会における結論	犯収法における措置
<再確認の必要性>		
【現状】取引時確認後や既存顧客に対する実質的な再確認の義務	がない。	
【指摘1:既存顧客に対する顧客管理について】 重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を行うことが義務付けられていない。	特になし。	取引時確認又はそれに相当する確認をしていない場合でも、 経過措置により、その義務を幅広に免除。
【指摘2:継続的な顧客管理について】 継続的な顧客管理の義務付けがなされていない。	顧客が多数存在する場合には、全ての顧客管理情報 を定期的に最新のものにすることはコスト面からほ ば不可能であるという問題がある。	取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための 措置を義務付け。
<取引の継続的な精査の必要性 > 【現状】取引に対する継続的な精査がなされていない。		
【指摘3:異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について】 明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な又は異常な大口取引に対して特別な注意を払うほか、そのような取引について調査を行い、その結果を文書化し保存することが義務付けられていない。	特になし。	特になし。
【指摘4:関連する複数の取引が敷居値を超える場合について】 1回の取引額自体は敷居値を下回るものであっても、関連する複数の取引の合計額が敷居値を超える場合は、顧客管理措置の対象とすることが義務付けられていない。	特になし。	特になし。

	T	1
FATFの指摘	22年懇談会における結論	犯収法における措置
<実質的支配者の確認の程度 >		
【現状】ペーパーカンパニーの濫用がなされている。		
【指摘5:真の受益者を自然人まで遡る確認について】 ・「真の受益者」を自然人まで遡って確認することが求められていない。 ・「法人を代表する権限を有している者」はFATF基準の「当該法人を最終的に 所有又は支配する者」に合致しない。 等	適当であるが、具体的な取得の対象等については、 十分に検討する必要。	資本多数決の原則を採る法人にあっては25%を超える議決権を有している者を、それ以外の法人にあっては当該法人を代表する権限を有している者を「実質的支配者」として規定し、当該実質的支配者の本人特定事項の確認を義務付け。
<本人特定事項等の確認の方法>		
【現状】本人確認書類等として認められている書類が広範で、そ	<u>の質が不明である。</u>	
【指摘6:写真付きでない証明書類(健康保険証等)による本人特定事項の確認に ついて】 ・本人確認書類として認められている書類が広範であるため、その質が不明である。 ・顧客が自然人の場合に写真付きの書類を使用することが求められていない又は写真付きの書類を使用しない場合にリスクを軽減する二次的措置が求められていない。	顔写真が付いていない書類や、官公庁が発行した書類で氏名・住居及び生年月日の記載がある書類一般を本人確認書類として認めないこととすることは、不適当。 写真が付いていない本人確認書類による本人確認における二次的確認措置としては、追加書類の要求等が考えられる。	特になし。
【指摘7:法人顧客の代理人の権限委任の確認について】 「取引担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていると認められる事由」の中には「取引担当者が社員証等の身分証明書を有していること」等、取引担当者と法人顧客の間の関係を示すに過ぎず、権限の有無を確認できないものが含まれている。	適当であるが、マネー・ローンダリングの危険性の 高い取引に限ることが適当。	取引担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていると認められる事由を規定。

FATFの指摘	22年懇談会における結論	犯収法における措置
	1	

<顧客管理の対象のリスクに応じた整理>

【現状】特定取引・ハイリスク取引の2種類のみを規定。

<u>【指摘8:特定事業者による顧客及び取引のリスク評価に応じたリスクベース・ア</u>
<u>プローチについて】</u>

顧客・取引等のリスクを分析し、その高低に応じて執るべき顧客管理措置の範囲を 決定する「リスクベース・アプローチ」の導入。

リスクベース・アプローチの導入は望ましい。

「ハイリスク取引」「特定取引」「犯罪による収益の移転に 利用されるおそれがない取引」の3類型を法令で明確に規定 し、「ハイリスク取引」の場合には厳格な取引時確認を、特 定取引の場合には取引時確認を、それぞれ行うことを規定。 (「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」 の場合には顧客管理措置は不要。)

【指摘9:リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理について】

「非居住者である顧客」や「プライベートバンキング」等が厳格な顧客管理措置の「リスクベース・アプローチの導入は望ましい。 対象になっていない。

取引の相手方がなりすまし等をしている場合等を「ハイリス ク取引」として規定。

【指摘10:マネー・ローンダリング、テロ資金供与の疑いがある取引に対する顧客 管理について】

「ハイリスク取引」では不十分であり、マネー・ローンダリング又はテロ資金供与 の疑いがあっても顧客管理措置が求められていない。

特になし。

取引の相手方がなりすまし等をしている場合等を「ハイリス ク取引」として規定。

【指摘11:リスクの低い分野の顧客・取引に対する顧客管理について】

- ・低リスク取引の場合であっても一切の顧客管理措置が不要となるのではなく、軽 減又は簡素化された顧客管理措置が執られなければならない。
- ・リスクが低いということはリスク評価によって示されなければならない。

特になし。

特になし。

<その他>

【指摘12: PEPs (外国の重要な公的地位にある者)との取引でのリスク軽減措 置について】

顧客がPEPsであるか否かを確認し、PEPsであることを確認した場合には、 取引を行う際に上級管理者の承認を得ること等が義務付けられていない。

PEPsに関する情報の取得は望ましいが、その義 務付けは適当でない。

特になし。

<再確認の必要性>

既存顧客に対する顧客管理について

既存顧客とは

国内での義務が効力を生じた日(現行犯収法施行日)に おいて既に取引を開始している顧客

犯罪収益移転防止法

犯収法に基づく取引時確認又は それに相当する確認をしていな い場合でも、経過措置により、 その義務を幅広に免除してい る。

(例)改正前の犯収法の規定による本人確認を行っている継続的な契約に基づく取引であれば、取引時確認は不要とされている。

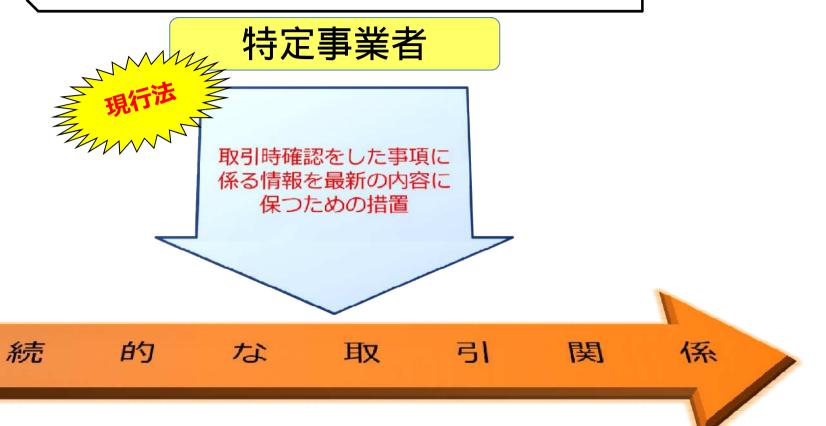
FATFの指摘

×重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を行うことが義務付けられていない。

(例)相当額の取引が行われたとき、 口座の運用方法に実質的な変更があっ たとき、金融機関等が既存顧客に関す る十分な情報が不足していると認識し たとき

資料15-2

継続的な顧客管理措置について

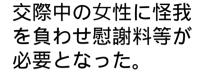


現状

彩迷

特定事業者において措置を講じていなくても、 是正命令や罰則の対象とならず、義務履行担保がない。 <取引の継続的な精査の必要性>

息子等を装った慰謝料等名下の振り込め詐欺事件に係る犯罪収益等隠匿事件

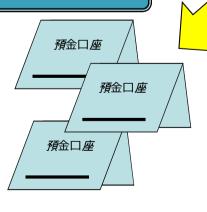




詐欺グループ

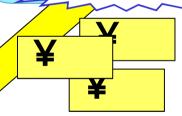


他人名義



被害者の息子等を装っ て電話をかけて被害者 を騙し、詐欺グループ 管理に係る、他人名義 の預金口座にお金を振 り込ませる

合計約7500万円





多数の被害者

振込の形態

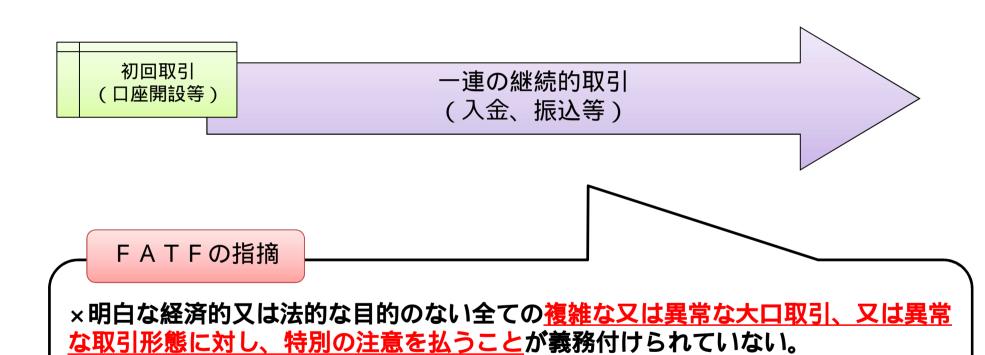
▶同一日に、同一振込元(被害者) から同一振込先(被疑者)に対して 多数の小口の振込

- ・被害者 詐欺グループに 10万円ずつ15回の振込
- ▶近接した日に、違う振込元から 同一振込先(被疑者)に対して 大金の振込
 - ・被害者 A 詐欺グループに200万円の振込
 - ・その2日後、被害者B 詐欺グループに 215万円の振込

···等

資料16-2

異常な大口取引、異常な取引形態等への 特別な注意・調査・記録保存等について

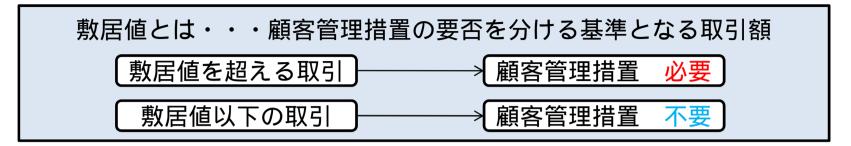


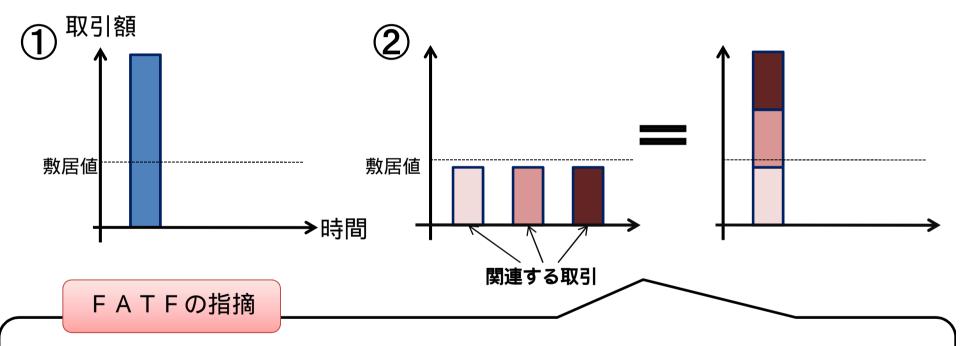
×上記のような取引について、調査を行い、その結果を文書化し保存することが義

務付けられていない。

資料16-3

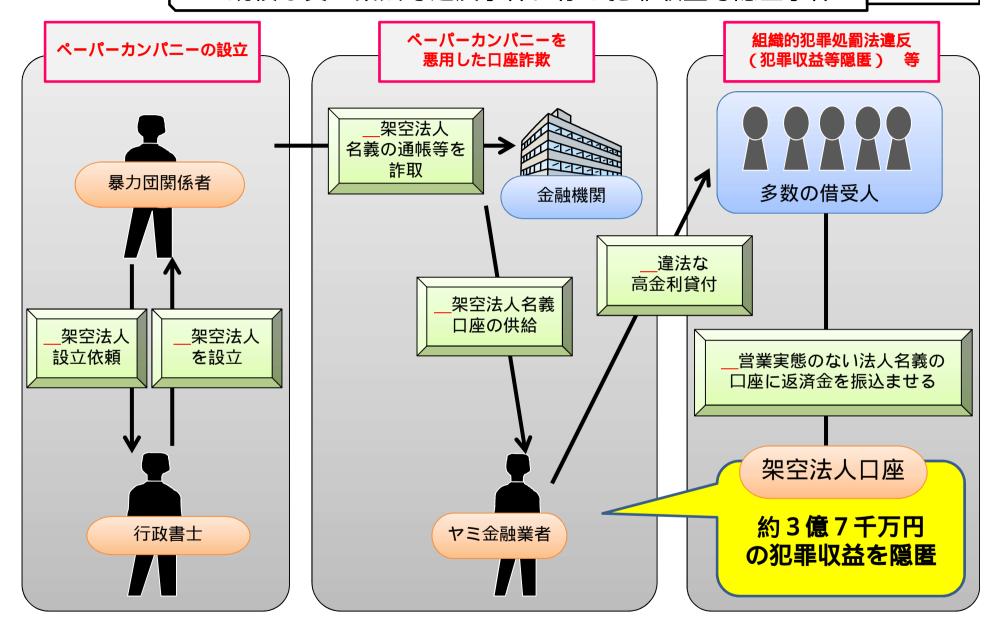
関連する複数の取引が敷居値を超える場合について



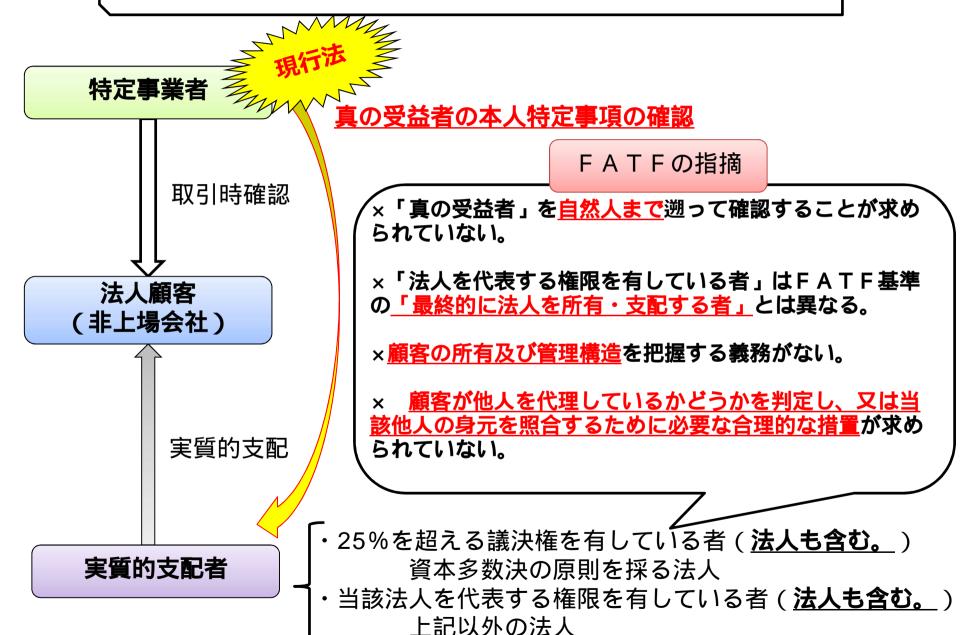


×<u>敷居値を下回る関連する複数の取引</u>の場合に顧客管理が義務付けられていない。 (の場合のみ顧客管理が義務付けられており、 の場合に義務付けられていない。) <実質的支配者の確認の程度>

大規模な貸金業法等違反事件に係る犯罪収益等隠匿事件



真の受益者を自然人まで遡る確認について



<本人特定事項等の確認の方法>

写真付きでない証明書類(健康保険証等)による本人特定事項の確認について

犯罪収益移転防止法上の本人確認書類

写真付きのもの

運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書

等

写真付きでないもの

健康保険証、年金手帳、母子健康 手帳、私立学校教職員共済加入者 証、療育手帳 等

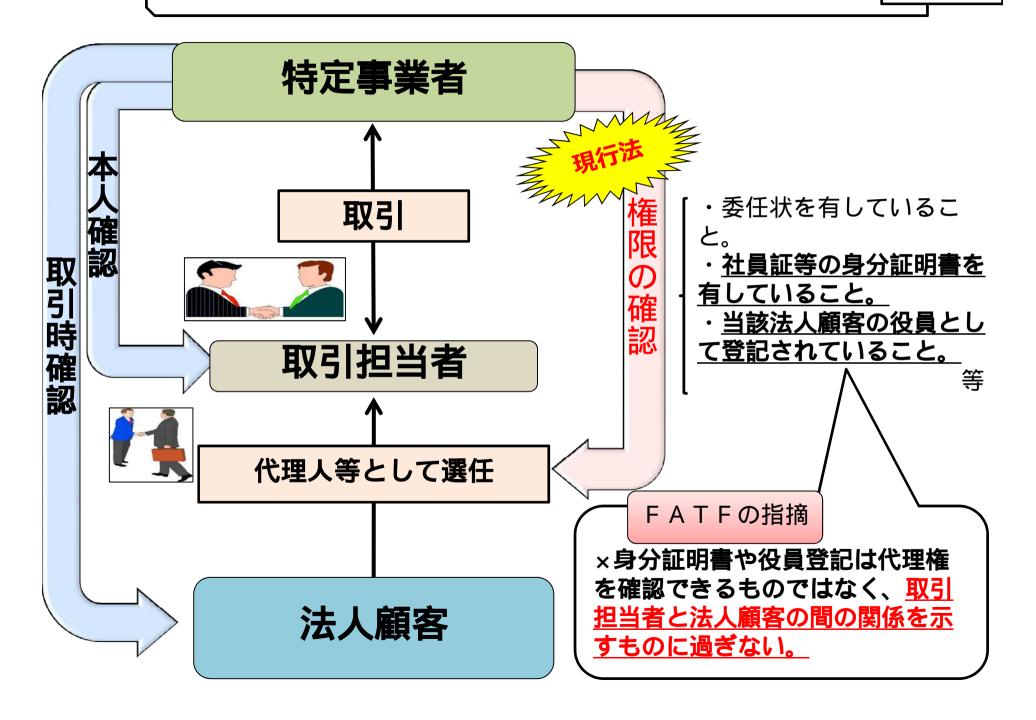


幅広な書類を本人確認書類として一律に認めている。

FATFの指摘

- ×依拠することが許されている本人確認書類の質が不明である。
- ×自然人の場合、<u>写真付きの書類を使用することが求められていない</u>。(又は、写真付きの書類でない場合に、リスクを軽減する二次的措置が求められていない。)

法人顧客の代理人の権限委任の確認について



<顧客管理の対象のリスクに応じた整理>

特定事業者による顧客及び取引の リスク評価に応じたリスクベース・アプローチについて

現在の犯罪収益移転防止法

ハイリスク 取引

厳格な 取引時確認

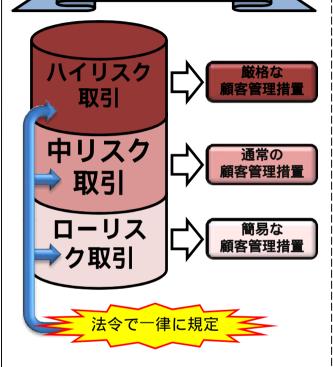
特定取引

おそれが ない取引

取引時確認

顧客管理 措置なし

リスクに応じた顧客管理



取引のリスクの高低を法令 で限定的に規定し、それに応 じた顧客管理措置をとること とする。

事業者に裁量を 与える場合

ハイリスク 取引

厳格な 顧客管理措置

中リスク

取引

ローリス ク取引

通常の 顧客管理措置

簡易な 顧客管理措置

の更新

-定の能力を有すると評価 された特定事業者等に よる適切なリスク評価

全ての関連する リスク要因の検討

顧客・取引のリスクの高低 を法令で限定的に規定せず、 特定事業者等の適切なリスク 評価によって個別に判断さ せ、それに応じた顧客管理措 置をとることとする。

・現行法のハイリスク取引の範囲 が狭い。(法令で限定列挙してい る)

・リスクの低い分野の顧客・取引 が顧客管理措置から完全に除外さ れている。

リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等について

特定取引

- ・預貯金契約の締結
- ・大口現金取引

等

取引時確認

取引時確認の対象から除かれる取引

・国又は地方公共団体に対する大口現金取引 等

顧客管理 措置不要



ハイリスク取引

- ・特定取引に該当する契約に基づく取引であって、 当該取引の相手方がなりすまし・偽りをしている 疑いがあるもの
- ・特定取引のうち、イラン・北朝鮮に居住・所在 する者との間におけるもの

厳格な 取引時確認

FATFの指摘

- ×<u>リスクの高い分野の顧客、業務関係、取引(非居住者である顧客、プライベートバ</u>ンキング等)が強化された顧客管理の対象になっていない。
- × マネー・ローンダリング・テロ資金供与の疑いがあっても顧客管理が求められていない。(現行法の「ハイリスク取引」では不十分。)

リスクの低い分野の顧客・取引に対する顧客管理について

特定取引

- ・預貯金契約の締結
- ・保険契約の締結
- ・大口現金取引
- ・ファイナンスリース契約の締結

取引時確認の対象から除かれる取引

- ・<u>保険料の積立の払戻しがない</u>保険契約の締結
- ・国又は地方公共団体に対する大口現金取引
- ・1回に支払われる賃貸料の額が10万円以下の
- ファイナンスリース契約の締結

取引時確認

顧客管理 措置不要

FATFの指摘

×低リスク取引の場合に許容されるのは軽減された顧客管理措置であり、 <u>顧客管理措置が不要になるわけではない</u>。

等

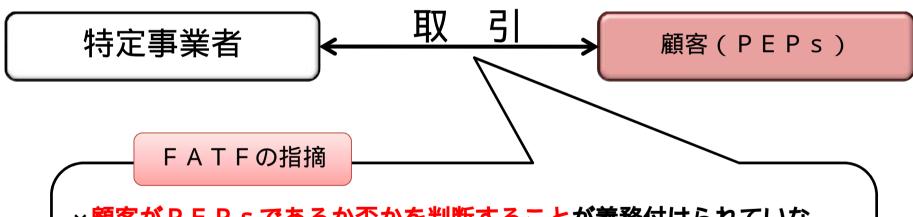
×低リスクであることは、<u>リスク評価によって示されなければならない</u>。

<その他>

PEPs(外国の重要な公的地位にある者)との 取引でのリスク軽減措置について

PEPs (Politically Exposed Persons)とは 外国において()特に重要な公的な機能を任されている個人 (例:国家元首、高位の政治家、政府高官、司法官、軍当局者等)

() FATF第4次勧告では、国内PEPsに係る措置も求められている。



×<u>顧客がPEPsであるか否かを判断すること</u>が義務付けられていない。

×PEPsとの取引での<u>リスク軽減措置(上級管理者の承認等)</u>が義務付けられていない。